

平成 30 年度

高知県小形風力発電事業化促進事業費補助金 募集要領

平成 30 年 4 月

高知県林業振興・環境部新エネルギー推進課

1. 事業の目的等

本事業は、高知県新エネルギービジョンの実現に向け、小形風力発電の事業化に向けた取組を支援することにより新エネルギーのさらなる導入を促進し、地域経済に生かすことを目的に、次に定める補助対象事業に要する経費について予算の範囲内で補助金を交付するものです。

この補助金の実施は、「小形風力発電事業化促進事業費補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）」によるほか、この募集要領によることとします。

2. 補助対象事業、補助対象経費及び補助率

補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、高知県内での小形風力発電（出力20キロワット未満に限る。）の具体的な事業の実施を目的として行う可能性調査・風況調査等の各種調査業務及び発電事業計画の策定など発電の事業化を判断するために必要な事業とします。

補助事業は必ず実測による風況調査を含む補助事業計画としてください。

自然環境や地域の生活環境への配慮方策については必ず検討してください。

補助対象経費、補助率は次表のとおりです。なお、平成30年度の予算額は210万円となっています。

経費区分	内容	補助率
機器・設備費	計測機器等機械装置の借用及び設置等に係る経費（需用費、役務費、使用料及び賃借料、工事請負費等）	2分の1以内 (1,000円 未満切り捨て)
委託費	調査、分析、設計等の委託に係る経費（委託料）	
外部専門家受入経費	外部専門家の受入に係る経費（謝金及び旅費）	
事務費	現地調査、計測データ収集等のための移動に要する経費（旅費） 調査に必要な情報収集に係る経費（需用費及び役務費） 事業化検討のための会議開催に係る経費（需用費、役務費並びに使用料及び賃借料）	

※消費税及び地方消費税は対象外

※機械装置購入費、用地取得費及び用地賃借料は対象外

※需用費に食糧費は含まない

3. 補助事業者

補助金の交付対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、次の（1）～（6）に掲げる要件の全てを満たす事業者とします。

（1）会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第1号に規定する会社、有限責任事業組合又は個人事業者であること。

（2）次のいずれかの者であること。

ア 高知県内に本店又は主たる事業所を置く事業者

- イ 高知県外に本店又は主たる事業所を置く事業者で、高知県内に支店又は営業所等を置き、高知県内の従業員数が10名以上の事業者
- (3) 自らが小形風力発電事業を実施しようとする者
 - (4) 補助事業の実施について、実施場所の土地の所有者又は管理者の承諾を得ていること。
 - (5) 高知県が実施する小形風力発電に関する普及啓発活動に協力すること。
 - (6) 高知県内に所在する本店及び営業所等が国税、都道府県税及び市町村税を滞納していないこと。

4. 募集期間

平成30年4月18日（水）から平成30年6月14日（木）17:00まで（必着）

スケジュール（予定）

募集開始 4月18日（水）

募集締切 6月14日（木）

交付決定 6月下旬

5. 提出書類等

- (1) 補助金交付申請書（交付要綱 別記第1号様式）
- (2) 事業計画書（交付要綱 別記第1号様式別紙1）
- (3) 収支計画書（交付要綱 別記第1号様式別紙2）
- (4) 会社及び有限責任事業組合の場合は登記事項証明書（履歴事項全部証明書）。個人の場合は住民票（申請者の氏名及び住所の記載があるもの）。（発行後、3カ月以内のもの）
- (5) 補助事業の実施について、実施場所の土地の所有者又は管理者の承諾を得ていることを証する書類（土地賃貸契約書、承諾書等）及び実施場所の土地の登記事項証明書（全部事項証明書）
- (6) 高知県内に所在する本店及び営業所等の国税、都道府県税及び市町村税の滞納がない旨を証する納税証明（発行後、3カ月以内のもの）
- (7) 事業実施予定地の位置図（最寄りの住宅からの直線距離も示してください）
- (8) 現況写真
- (9) 国立研究開発法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）の局所風況マップ風配図（地上高30m）
- (10) 積算根拠資料（見積書等）
- (11) 債権者登録申請書
- (12) その他、高知県が必要があると認める書類

【提出方法】

郵送または持参のうえ、紙ベースで正副2部を下記提出先に提出してください。

【提出先・問合せ先】

〒780-0850

高知県高知市丸ノ内1-7-52

高知県林業振興・環境部新エネルギー推進課 担当 上田・弘瀬

電話：088-821-4538

FAX：088-821-4530

Eメール：030901@ken.pref.kochi.lg.jp

なお、提出のあった書類については、関係市町村へ情報提供を行います。

6. 審査基準

上記の「5. 提出書類」の提出書類について、主に次に掲げる項目について審査を行ったうえで総合的に採否を判断します。

- ①事業計画の実施の確実性について
- ②補助事業実施場所の風況の適切さ及び自然環境や生活環境への影響等について（必要に応じて市町村へ意見照会を行います。）
- ③事業に要する経費の妥当性について
- ④その他、補助事業の効果等について

7. 交付決定

審査の結果、交付申請内容が適当と認められる場合は、予算の範囲内で交付申請者に対して補助金交付決定通知書により通知します。

8. 補助事業に係る発注の際の留意事項

補助事業者は、交付決定通知の日付以降に発注・契約を行ってください。交付決定通知の日付より前に発注・契約されたものは補助対象外です。

補助対象外の調査等に関する発注・契約が発生し、一括で契約する場合においても、それぞれの実施内容及び金額等が明確に確認できるようにしておいてください（補助対象経費に関する発注・契約及び支払い等が明確に判別できない場合、補助金が支払われないことがあります。）

9. 事業計画の変更等

補助事業者は補助事業の内容を変更又は補助事業を中止若しくは廃止する場合は、交付要綱の規定に基づき、計画変更承認申請書又は事業中止（廃止）承認申請書を提出し、高知県の承認を受ける必要があります。

10. 補助事業の完了

原則として、調査や設計等が完了し、補助対象経費全額の支出が完了した日をもって補助事業の

完了日とします。

11. 実績報告

補助事業者は、補助事業の完了後 30 日以内又は平成 31 年 3 月 31 日のいずれか早い日までに、交付要綱の規定に基づき、実績報告書を提出してください。

高知県は実績報告書を受領した後、必要な検査を行い、交付決定の内容に適合すると認めた場合は、補助金の額の確定を行い、補助事業者に補助金を交付します。

また、補助事業の成果を、成果報告書として紙ベース及び電子データで提出してください。成果報告書は高知県新エネルギー推進課ホームページにて公表を予定しています。

12. 補助事業終了後の状況報告

高知県は、必要であると認めたときは、補助事業実施年度の翌年度からおおむね 3 年間、補助事業者へ補助事業終了後の状況の報告を求めることができるものとし、補助事業者はその求めに応じなければならないこととします。